

(平成24年3月22日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

和歌山厚生年金 事案 886 (事案 189 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 57 年 8 月 31 日から 59 年 11 月まで

私は、A 社（現在は、B 社）に勤務していた当時、交通事故に遭ったが、保険会社から休業補償を受けながら、昭和 57 年 8 月から 59 年 11 月（示談成立時）まで、会社負担分を含めた厚生年金保険料を毎月会社へ持参していた。また、C 社会保険事務所 D 支所（当時）の職員にも会社が発行した領収書を確認してもらっているので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

しかし、私は、保険会社から休業補償を受けていたため、A 社から給与を受けていなかったものの、治療を受けながら勤務しており、申立期間は同社に在籍していたので、当時の事業主は、これらの事情を知っているはずである。

今回の申立てに当たり、新たな資料として、A 社の元常務取締役の証言書及び雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書を提出するので、再調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、「昭和 57 年 8 月から 59 年 11 月（示談成立時）まで、会社負担分を含めた厚生年金保険料を、毎月、会社へ持参しており、C 社会保険事務所 D 支所の職員にも会社が発行した領収書を確認してもらっている。」と主張しているが、i) E 社会保険事務局（当時）は、当委員会からの照会に対し、「当時の職員は、申立人が領収書を持参したことは記憶しているものの、持参した時期、内容等に関しての記憶が無い。」と回答していること、ii) B 社は、申立期間当時の関係書類を保管していないため、申立内容を確認することができない上、当時の代表者及び会計担当者の供述を得ることができず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事

情も見当たらないこと、ⅲ) 申立人は、昭和 57 年 8 月 31 日に雇用保険被保険者資格を喪失しているほか、同年 9 月 1 日から国民健康保険に加入していること等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成 21 年 3 月 4 日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たに雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書を提出しているところ、当該回答書によると、申立人の A 社における離職日は昭和 57 年 8 月 31 日であり、申立期間のほとんどの期間において雇用保険の被保険者となっていないことが確認できる。

また、申立人の雇用保険に係る支給台帳の記録によると、申立人に対して、雇用保険の基本手当が昭和 58 年 8 月 5 日から同年 11 月 2 日までの 90 日間支給されていることが確認できるところ、制度上、雇用保険の基本手当は、失業していることについての認定を受けた日について支給されるものであることから、当該期間について A 社に在籍し、勤務していたとする申立人の供述と符合しない。

さらに、申立人から提出された A 社の元常務取締役の証言書によると、「当時、申立人は、F 業務を担当しており、交通事故の補償を受けていたため会社から給与はもらわず、厚生年金保険料だけを会社に払っていたと聞いている。」旨記載されているが、オンライン記録によると、当該元常務取締役は、申立期間前に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、再度、B 社に対し照会を行ったが、同社は、「資料が無いため、当時の状況については不明である。」旨回答している上、同社の当時の事業主は、「申立人を記憶しているが、当時の申立人の厚生年金保険料のことについては記憶が無い。」旨回答している。

また、A 社において、昭和 58 年 1 月から 59 年 11 月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚で連絡が取れた 3 人に照会したもの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実について確認できなかった。

これらのことから判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 887

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 30 日から 42 年 2 月 10 日まで
私は、昭和 41 年 10 月 30 日から 42 年 2 月 9 日までの期間において A 社に勤務していたので、通常ならば、厚生年金保険に加入しているはずである。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る商業登記簿によると、同社は、昭和 41 年 1 月 20 日に法人組織を解散していることが確認できる上、オンライン記録によると、同社は、同年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 社の事業主は、申立期間後の昭和 47 年 10 月 5 日に新たに「B 社」を設立しているところ、同社は、「当時の書類は保管していないが、亡くなった先代の社長は、申立期間当時、個人事業主として商売をしており、従業員も少人数で、厚生年金保険には加入しなくて良かったと思う。したがって、従業員から厚生年金保険料は控除していないと思う。」旨回答している。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。